

## 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務の実績に関する評価実施要領

## (趣旨)

第1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）の評価を適正に行うため、必要な事項を定める。

## (評価の基本方針)

第2 評価にあたっては、次の視点を考慮し実施する。

- (1) 法人が「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える」という基本理念を実現するため、提供するサービスその他の業務の質を向上させるとともに、業務運営の改善及び効率化を進め、財務内容の改善に資することを目的に評価を行う。
- (2) 法人の中期計画及び年度計画の実施状況を確認・分析し、明石市が示した中期目標をどの程度達成したかという観点から、実施状況や進捗状況を総合的に評価するものとする。
- (3) 数値実績のみにとらわれることなく質的要素にも着目して評価を行うものとする。また計画に記載していない事項であっても特色ある取組や様々な工夫については積極的に評価する。
- (4) 地域の医療状況や診療報酬改定など止むを得ない環境変化があった場合には、それに配慮して柔軟に評価するものとする。
- (5) 評価を通じて、中期目標の達成状況や法人の取組内容等を市民等にわかりやすく示すものとする。
- (6) 評価の方法については、社会情勢や環境の変化などを踏まえ、より適切なものとなるよう必要に応じて見直しを行う。

## (評価の種類)

第3 評価は、毎事業年度終了時に実施する「年度評価」、中期目標期間終了時の前年に実施する「中期目標期間見込評価」、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

## (1) 年度評価

## ① 項目別評価

中期計画及び年度計画に記載されている小項目及び大項目について、当該年度における実施状況の評価を行う。大項目は、中期計画及び年度計画の中期項目とし、小項目は必要に応じて細分化できるものとする。

## ② 項目別評価における留意点

小項目評価は、法人が策定した年度計画の実施状況について評価を行う。大項目評価については、小項目の評価結果を踏まえながらも、あくまで中期

目標・中期計画の当該年度の実施状況や進捗状況の観点から評価するものとする。従って、小項目評価の単純集計と大項目評価が整合しない場合もあり得る。

③ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえて、当該年度における中期目標・中期計画の実施状況や進捗状況、その他業務運営全体について総合的に評価する。

(2) 中期目標期間見込評価

① 項目別評価

小項目については(1)年度評価に準じて、法人が示す中期目標期間の最終年度の見込み実績に基づき評価を行う。大項目は、中期目標期間における中期目標・中期計画の達成状況について、当該中期目標期間中に行った各年度評価の結果と見込み実績における小項目見込評価を踏まえて大項目別評価を行う。

② 項目別評価における留意点

(1)年度評価に準ずるものとする。

③ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえて、当該中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実施状況や達成状況、その他業務運営全体について総合的に評価する。

(3) 中期目標期間評価

① 項目別評価

中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該中期目標期間中に行った各年度評価の結果を踏まえて大項目別評価を行う。

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえて、当該中期目標期間における中期目標の達成状況、その他業務運営全体について総合的に評価する。

(評価の進め方)

第4 評価は下記の手順により実施する。

(1) 報告書の提出

法人から、毎事業年度の終了後3カ月以内に、下記の該当年度に応じた業務実績報告書が市長に提出される。

① ②及び③の事業年度以外の年度・・・当該事業年度の業務実績

② 中期目標期間終了年度の直前の年度

・・・当該事業年度の業務実績及び中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績

③ 中期目標期間の終了年度

・・・当該事業年度及び中期目標期間の業務実績

(2) 評価の実施

法人から提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的に判断して評価を行う。

(3) 評価結果の活用

- ① 法人は、評価結果を踏まえて組織や業務運営の改善に取り組むものとする。
- ② 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

(評価の具体的方法)

第5 評価について、次の手順により評価を行う。

(1) 項目別評価

項目別評価は、①法人による小項目自己評価、②小項目評価、③大項目評価、の順に行う。

① 法人による小項目自己評価

- ア 法人は、計画の小項目ごとの進捗について、5段階で自己評価を行ったうえで、業務実績報告書を作成する。
- イ 業務実績報告書には、自己評価の理由を記載する。
- ウ 特記事項として、特色ある取組や法人運営を円滑に進めるための工夫、達成できなかった理由や今後の課題などを自由に記載する。

評価	内 容
5	計画を大幅に上回っている
4	計画を上回っている
3	計画どおりである
2	計画を下回っている
1	計画を大幅に下回っている

② 小項目評価

- ア 法人の自己評価や達成状況等を検証し、法人の自己評価と同様、小項目ごとに1～5の5段階による評価を行う。
- イ 評価の判断と法人による自己評価が異なる場合は、その判断理由等を示す。
- ウ 必要に応じて特筆すべき点や改善すべき点についてコメントを記載する。

③ 大項目評価

- ア 小項目評価の結果を踏まえて、大項目ごとの中期目標・中期計画の実施状況や進捗状況について総合的に判断し、次の5段階による評価を行う。
- イ 必要に応じて判断理由を記載する。

評価	内 容
S	中期目標・中期計画の達成に向けて計画を大幅に上回って進んでいる
A	中期目標・中期計画の達成に向けて計画をやや上回って進んでいる
B	中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる
C	中期目標・中期計画の達成にはやや遅れている
D	中期目標・中期計画の達成には大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある

(2) 全体評価

- ① 項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況や進捗状況について記述式により評価する。
- ② 全体評価では、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価する。

(意見聴取)

第6 評価にあたっては、業務の特性に応じた実効性のある評価を行うため、法第28条第4項及び地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例第1条の2第2項の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会から意見を聴くものとする。

第7 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に評価結果の案を示し、意見申し立ての機会を付与する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、法人の業務の実績に関する評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月3日から施行する。